

高等専門学校評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
i	<p>はじめに</p> <p>この高等専門学校評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第123条の規定において準用する第109条第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立高等専門学校に係る機関別認証評価^{※）}に関するものです。高等専門学校評価基準は、11の基準で構成されています。</p>	<p>はじめに</p> <p>この高等専門学校評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第70条の10の規定において準用する第69条の3第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立高等専門学校に係る機関別認証評価^{※）}に関するものです。高等専門学校評価基準は、11の基準で構成されています。</p>	学校教育法等の一部改正による条文のズレを修正した。
2	<p>基準1 高等専門学校の目的 基本的な観点 1－1－② 目的が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないか。</p>	<p>基準1 高等専門学校の目的 基本的な観点 1－1－② 目的が、学校教育法第70条の2に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないか。</p>	
26	<p>用語の解説 【機関別認証評価】（i頁） 学校教育法第110条の規定により文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。高等専門学校においては、同法第123条において準用されている。</p>	<p>用語の解説 【機関別認証評価】（i頁） 学校教育法第69条の4の規定により文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。高等専門学校においては、同法第70条の10において準用されている。</p>	
27	<p>【自己点検・評価】（20頁） 学校教育法第109条に規定される、大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該大学の教育研究等の状況について評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善を行っていくもの。高等専門学校においては、同法第123条において準用されている。</p>	<p>【自己点検・評価】（20頁） 学校教育法第69条の3に規定される、大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該大学の教育研究等の状況について評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善を行っていくもの。高等専門学校においては、同法第70条の10において準用されている。</p>	